

津奈木町生活交通ネットワーク計画策定業務登録業者公募型プロポーザル実施要領

津奈木町地域公共交通会議

1 目的

この実施要領は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき発足した「津奈木町地域公共交通会議」が、日常生活に不可欠な公共交通を維持・確保するため、地域の需要に応じた最適な公共交通手段を確保し、一体的かつ効率的な公共交通体系を構築することを目的に、「津奈木町生活交通ネットワーク計画」を策定するために必要な調査等を委託する候補者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 実施主体 津奈木町地域公共交通会議
- (2) 業 務 名 津奈木町生活交通ネットワーク計画策定業務
- (3) 業務内容
 - ・町内地域公共交通に係る課題の整理
 - ・住民ニーズ調査（各種アンケート調査）・把握
 - ・路線再編方針の検討
 - ・新路線の運行計画案の検討
 - ・運行経費の試算（収支計画）
 - ・生活交通ネットワーク計画の作成支援
 - ・地域公共交通会議の運営支援（関係機関協議を含む。）
 - ・地域座談会の開催支援
 - ・成果品の納品
 - ・その他詳細は、「津奈木町生活交通ネットワーク計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約の日から平成 27 年 3 月 20 日（金）までとする。
- (5) 予算規模 6,480,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ・九州内に本社、支社又は営業所等を有するコンサルタント等で、計画策定・調査研究を業として行う事業者
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

- ・過去 5 年間で、地方公共団体の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく地域公共交通総合連携計画の作成に関わる調査等の実績を有する者
- ・経営状態が著しく不健全であると認められない者

4 事務局（契約担当及び提出先等）

本業務の契約担当及び各様式等の提出先は次の事務局とする。

- ・担当部局 津奈木町地域公共交通会議事務局（津奈木町総務課内）
- ・住 所 〒869-5692 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123 番地
- ・E-mail kikakuzaisei@town.tsunagi.lg.jp

5 事業者選定等に係るスケジュール

公募開始（町ホームページ掲載）	平成 26 年 5 月 23 日（金）
参加意思確認期限（参加表明書提出期限）	平成 26 年 5 月 30 日（金）
質問書提出期限	平成 26 年 6 月 5 日（木）
質問書に対する回答	平成 26 年 6 月 10 日（火）
企画提案書等提出期限	平成 26 年 6 月 16 日（月）
一次審査結果通知	平成 26 年 6 月 20 日（金）
プレゼンテーション、採点	平成 26 年 6 月 27 日（金）予定
結果通知	平成 26 年 6 月 30 日（月）予定
確定業務内容に基づく見積書提出	平成 26 年 7 月 4 日（金）予定
契約（補助金交付決定後）委託業務	平成 26 年 7 月 4 日以降予定

6 実施要領等の配布

実施要領、参加表明書等様式については津奈木町ホームページからダウンロードしてください。

- 津奈木町ホームページ http://portal.kumamoto-net.ne.jp/town_tsunagi/
【トップページの『新着情報』または『くらしの情報』→「まちづくり」】

7 参加表明書

参加資格を満たしており、参加を希望する事業者は、募集期間内に参加表明書を事務局へ提出する。

- ・提出方法 参加表明書（様式第 1 号）を直接持参または郵送にて事務局へ提出
- ・提出期限 平成 26 年 5 月 30 日（金）17 時

8 質問及び回答

（１）本プロポーザルに関する質疑については、以下のとおりとする。

・質問方法 質問書（様式第 2 号）を E-mail にて事務局あてに提出する。なお、電話及び窓口での質問には応じない。

・提出期限 平成 26 年 6 月 5 日（木）17 時

（ 2 ）質疑の回答については以下のとおりとする。

・回答方法 参加表明書の提出のあった全事業者に対し E-mail にて行う。

・回 答 日 平成 26 年 6 月 10 日（火）

・そ の 他 再質疑及び電話による照会は受け付けない。

（ 3 ）質疑の回答は、この要領の追加または訂正とみなす。

9 企画提案書等の作成

参加を希望する業者は、企画提案書等を次のとおり提出する。

（ 1 ）提出書類

提出書類	留意事項
プロポーザル企画提案書等の提出について （様式第 3 号）	・ 社長、営業所長等の代表者印を押印する。
業者概要 （様式第 4 号）	・ 業務経歴 過去 5 年以内の国、県、市等の地域公共交通総合連携計画に関する主な実績を記入する。 ・ 業務実施体制 本業務の管理責任者(予定)及び本業務に関わる者(予定)について、氏名、役職、勤続年数、経歴（管理責任者のみ） 分担する業務内容を記入する。
企画提案書 （様式第 5 号）	・ 社長、営業所長等の代表者印を押印する。 ・ 各項目における考え方及び手法 ・ 調査方法及びデータ分析手法 ・ 様式第 5 号により作成し、10 ページ以内で収める。
業務行程表 （任意様式）	履行期間中における業務のスケジュール等について作成する。
見積書 （任意様式）	本業務委託予算額内の範囲内とし、合計金額の他、積算内訳も記入（または添付）する。
その他 （任意様式）	本業務への取り組み方針や調査手法、津奈木町の公共交通の問題点等を記載し、必要最小限とする。

（ 2 ）規 格 A 4 版、片とじ、横書き

（ 3 ）提出部数 正本 1 部、副本 5 部（複写でも可）

- (4) 提出方法 事務局あてに、直接持参または郵送（期限内必着、書留郵便に限る）
で提出（E-mail によるものは認めない）
- (5) 提出期限 平成 26 年 6 月 16 日（月）17 時
（受付時間は、土日祝日を除く 9 時から 17 時まで）
- (6) そ の 他 この要領に定めた他は一切受理しない

10 失格要件

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載、他事業者の盗作等があった場合
- ・会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる場合
- ・本プロポーザルに係る審査委員と接触または連絡した場合
- ・その他、公平な審査を妨害する行為があったと認められる場合

11 一次審査

(1) 選定方法

- ・一次審査は事務局において書類審査を行い、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により、上位から 5 者を二次審査参加事業者として選定する。
- ・失格要件に該当する場合及び見積書合計金額が予算額を超えている場合は、審査対象から除外する。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	評価点
企画提案内容	・津奈木町の地域特性、公共交通の現状把握、理解度 ・調査手法の適格性・創造性・実現性 ・基本方針と目標 ・計画策定手法 ・事業計画	55 点
業務執行体制	業務従事者の技術力 ・管理責任者、担当者の執行体制 ・業務経験 ・手持業務量 ・事業従事者の適正（専門分野、資格取得状況） ・取り組み意欲	25 点
見 積 額	・内訳、金額の妥当性	20 点
合 計		100 点

(3) 結果通知

平成 26 年 6 月 20 日（金） 参加者全員に通知

12 二次審査

二次審査は、公共交通会議内から、会長により指名された津奈木町地域公共交通会議プロポーザル審査委員（５名程度）が、企画提案書を提出し一次審査を通過した者に対して、以下のとおりヒアリングを実施する。

- （１）実施日時 平成 26 年 6 月 27 日（金）指定時間
- （２）場 所 津奈木町役場 3 階会議室
- （３）選定方法
 - ・ 1 事業者 25 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 5 分）
 - ・ プレゼンテーションは非公開とする。
 - ・ プレゼンテーションに必要なスクリーン及びホワイトボードは町が用意するので、その他の機器（パソコン、プロジェクター等）は持参すること。
- （４）そ の 他
 - ・ 詳細な日程、実施方法等については、後日参加者に通知する。
 - ・ 審査当日、企画提案書の概略版（2 ページ程度にまとめたもの）6 部用意すること。
- （５）審査方法
 - ・ 企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により行う。
- （６）審査基準と評価点

審査項目	審査基準	評価点
企画提案内容	・ 津奈木町の地域特性、公共交通の現状把握、理解度 ・ 調査手法の適格性・創造性・実現性 ・ 基本方針と目標 ・ 計画策定手法 ・ 事業計画	55 点
業務執行体制	業務従事者の技術力 ・ 管理責任者、担当者の執行体制 ・ 業務経験 ・ 手持業務量 ・ 事業従事者の適正（専門分野、資格取得状況） ・ 取り組み意欲	25 点
見 積 額	・ 内訳、金額の妥当性	20 点
合 計		100 点

（７）候補者の決定

- ・ 審査の結果、評価点数の最も高い事業者を優先交渉権者（仮）次点者を第 2 交渉権

者（仮）とする。

- ・ 同点者が複数ある場合は、プロポーザル審査会委員の多数決により、優先交渉権者（仮）第 2 交渉権者（仮）を選定する。
- ・ 候補者選定後、地域公共交通会議の承認を得て、優先交渉権者、第 2 交渉権者を決定する。見積徴収等協議の結果、優先交渉権者と契約が成立しなかった場合は第 2 交渉権者と協議を行う。

（ 8 ） 結果通知

平成 26 年 6 月 30 日（月） 参加者全員に通知

13 その他

- ・ 期限までに企画提案書等の提出が無かった者、またはプレゼンテーション当日、指定された場所、時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。
- ・ 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者負担とする。
- ・ 書類受理後の修正、変更は認めない。なお、書類等は返却しない。
- ・ 審査結果の異議申し立ては受理しない。
- ・ 本会議が提示する仕様書等の著作権は本会議に帰属し、参加者から提出のあった書類等の著作権は参加者に帰属するが、選定において複製を作成する場合がある。
- ・ 企画提案書作成のために津奈木町地域公共交通会議より受領した資料は、津奈木町地域公共交通会議の了承なく公表、使用できない。
- ・ 見積金額が異常に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがある場合には、当該事業者から説明を求めることがある。
- ・ 本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、津奈木町情報公開条例（平成 14 年条例第 12 号）の規定を準用し、開示する場合がある。

津奈木町生活交通ネットワーク計画策定業務委託仕様書

津奈木町地域公共交通会議

1 趣旨

津奈木町では、高齢者などの重要な移動手段となる路線バスを民間により運行しているが、バス路線は町内全域を網羅しているわけではなく、周辺地域では運行時間や停留所までの距離の関係から、利用が困難な状況である。このような問題認識のもとに、利用者以外も含めた地域ニーズを把握し、地域公共交通の利用の拡大を図るとともに、新時代に向けた町としての公共交通に対する考え方を改めて精査し、津奈木町生活交通ネットワーク計画作成に向けた調査、検討を行う。

2 生活交通ネットワーク計画

路線バスのみならず、鉄道、バス、タクシー、旅客船等の様々な公共交通機関を含め、地域の公共交通の目標について、具体的なサービス等を生活交通ネットワーク計画(以下「NW計画」という。)の主な内容として定めるものである。

NW計画は、市町村、県、運輸局、公共交通事業者、道路管理者、利用者等のメンバーで構成する協議会での協議を経て、作成できるとされているが、津奈木町は、「津奈木町地域公共交通会議(以下、「公共交通会議」という。)」をこの協議会の要件を満たす組織として既に設置している。

3 作成方針

以下に掲げる津奈木町地域公共交通の課題に対応する計画を作成すること。

- ・ 交通弱者のための交通手段の確保
- ・ 地域性を考慮した交通体系の確立
- ・ 創意工夫を凝らした利用促進策の検討

4 業務内容

(1) 現状分析

- ・ 津奈木町の地域公共交通(ミクロ)の現状について整理するとともに、関連する制度など、地域公共交通に係る時代の潮流(マクロ)などについても整理し、津奈木町のおかれた現状と課題について分析する。
- ・ 当該地域における公共交通の利用実態を把握・分析し、地域公共交通に係る現状について、詳細な資料を作成する。
なお、利用実態の把握・分析等に当たっては、平成25年度に本町で作成した資料を参考とすることが出来る。

- ・バス停留所、バス車両等の利用環境について問題点を整理し、問題解決に向けた資料を作成する。

(2) ニーズ調査

既存の公共交通機関に対する改善要望や住民等の潜在的な移動ニーズを把握する上で必要となる調査を実施し、その結果を分析する。調査内容は提案事項とするが、下記の事項は必ず含むものとする。

地域住民アンケート調査

住民の日常的な交通手段や、ニーズなどを把握することを目的とした地域住民アンケート調査を実施する。

利用者アンケート調査

バスの利用者に対するアンケート調査を実施し、バス利用者からのニーズを調査する。

施設アンケート調査

病院、スーパー等の来訪者に対するアンケート調査を実施し、施設利用者の交通手段や公共交通サービスに対するニーズを把握する。

(3) 小学校統合に係る通学手段の検討

平国小学校を統合することを見据え、現在利用しているスクールバス等の利用や路線バス等の地域公共交通の運行と合わせた形で、小中学生の通学手段のあり方について検討する。

(4) 津奈木町地域公共交通に係る課題の整理

(2) (3) より得られた結果をもとに、津奈木町の地域公共交通の課題について整理する。

(5) 基本方針及び路線案の作成

上記の調査結果などを参考にしながら、津奈木町の地域公共交通の構築に関する目標や基本方針を検討し、課題と照らし合わせながら、路線再編案のイメージを作成する。

(6) 地域座談会（意見聴衆）

作成した基本方針と路線案について、地域からの意見を聴取するために各地区において地域座談会を実施し、住民の意見を聴衆する。

(7) 具体的な施策の検討

以上を通じて作成された目標や基本方針、路線案の見直しを行うとともに、利用の拡大や収益力の強化などに必要となる具体的な取り組み内容とその役割分担、スケジュールについて検討し、今後の津奈木町の地域公共交通の施策体系を構築する。

(8) 津奈木町NW計画の作成支援

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定するNW計画（案）の作成

- ・パブリックコメント実施支援
- (9) 地域公共交通会議の運営支援等
 - ・会議運営に関する事務の補佐
 - ・地域公共交通会議への出席・説明等

5 成果品

- (1) 津奈木町NW計画
 - ・紙ベース(A 4 版、縦、両面刷り、カラー刷り) 50 部
 - ・電子データ(C D - R O M) 1 部
- (2) 津奈木町NW計画概要版
 - ・紙ベース(A 4 版、縦、両面刷り、カラー刷り) 50 部
 - ・電子データ(C D - R O M) 1 部
- (3) 各種調査データ等一式
- (4) その他、成果品として必要と認められるもの

6 履行期間

契約の日から平成 27 年 3 月 20 日(金) までとする。

7 業務に必要な書類等

- (1) 業務着手時に、業務内容のスケジュールを明確にした「業務着手届」「業務計画書」を提出し、委託者に承認をとること。
- (2) 業務完了時に「業務完了届」「成果品」を提出し、委託者の承認を得ること。

8 業務履行の確認及び支払い

前項に掲げる関係書類について検査担当職員の検査を受けた後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。

9 個人情報の保護

業務に関して知り得た情報は、すべて津奈木町地域公共交通会議が保有する個人情報であり、本会議の許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。また、業務完了後は、電子データを含む個人情報のすべてを本会議に提出するものとする。

10 その他

- ・成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害に注意した上、出典等明記すること。
- ・受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生

じた場合は、速やかに事務局と協議し、委託者の指示の下業務を円滑に遂行することとする。

- ・ NW計画の計画期間は5 ヶ年を予定している。

11 事務局

- ・ 名 称 津奈木町地域公共交通会議
- ・ 担 当 永松伸也、岩崎英一郎
- ・ 住 所 〒869-5692 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123 番地
津奈木町役場総務課内
- ・ 電 話 0966-83-8062 (直通)
- ・ FAX 0966-78-3116
- ・ MAIL kikakuzaisei@town.tsunagi.lg.jp